

大和市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年9月30日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第68号

大和市事務分掌規則の一部を改正する規則

大和市事務分掌規則（昭和48年大和市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第4条市民経済部市民課に次の1号を加える。

(27) 市税等に係る諸証明（家屋滅失証明書、住宅用家屋証明書等を除く。）の交付に関する事。

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。